

令和 3 年 10 月 1 日
沖 縄 防 衛 局

**駐留軍用地特措法に基づく使用認定について
(嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセン等 2 施設、
普天間飛行場及び伊江島補助飛行場等 3 施設)**

- 1 沖縄県に所在する米軍施設・区域内の民公有地については、土地所有者と賃貸借契約を締結の上使用することを基本と考え、常々、合意が得られるよう努めているところですが、土地所有者から賃貸借契約の合意が得られない土地については、やむを得ず、駐留軍用地特措法に基づき使用しています。
- 2 現在、同法による裁決に基づき使用している米軍施設・区域のうち、嘉手納飛行場の一部土地（6名、1筆）については令和4年5月31日（平.29.4.14付）に、キャンプ・ハンセン等2施設の一部土地（11名、16筆）については令和5年2月28日（平.30.1.18付）に、普天間飛行場の一部土地（841名、13筆）については令和5年8月31日（平.31.3.14付）に、それぞれ沖縄県収用委員会の裁決で定められた使用期間が満了することとなります。
- 3 また、現在、賃貸借契約を締結し使用している伊江島補助飛行場等3施設の一部土地（31名、4筆）についても、令和4年5月14日に賃貸借契約期間が満了します。
- 4 これら土地は、使用期間満了後も引き続き駐留軍の用に供する必要があることから、駐留軍用地特措法に基づく使用権原を取得するための手続を行っていたところ、本日、防衛大臣より同法第5条に基づく使用認定がなされました。
- 5 なお、当局としては、今後とも土地所有者の方々との合意により、当該土地を使用できるよう努めてまいり所存です。

使用認定土地の概要

嘉手納飛行場

施設名	所有者（名）	筆数（筆）	面積（㎡）
嘉手納飛行場	6	1	1,043
合計（1施設）	6	1	1,043

キャンプ・ハンセン等2施設

施設名	所有者（名）	筆数（筆）	面積（㎡）
キャンプ・ハンセン	9	12	5,984
陸軍貯油施設	2	4	2,856
合計（2施設）	11	16	8,841

普天間飛行場

施設名	所有者（名）	筆数（筆）	面積（㎡）
普天間飛行場	841(824)	13(1)	13,073(67)
合計（1施設）	841(824)	13(1)	13,073(67)

伊江島補助飛行場等3施設

施設名	所有者（名）	筆数（筆）	面積（㎡）
伊江島補助飛行場	5	2	3,284
キャンプ・シュワブ	18	1	7,860
キャンプ・ハンセン	8	1	375
合計（3施設）	31	4	11,519

※1 面積については、1㎡未満を四捨五入しているため、計数は符合しない場合がある。

※2 （ ）内は、いわゆる「一坪共有運動」が行われている土地に係るもので内数である。

添付資料：1 駐留軍用地特措法手続等概略図

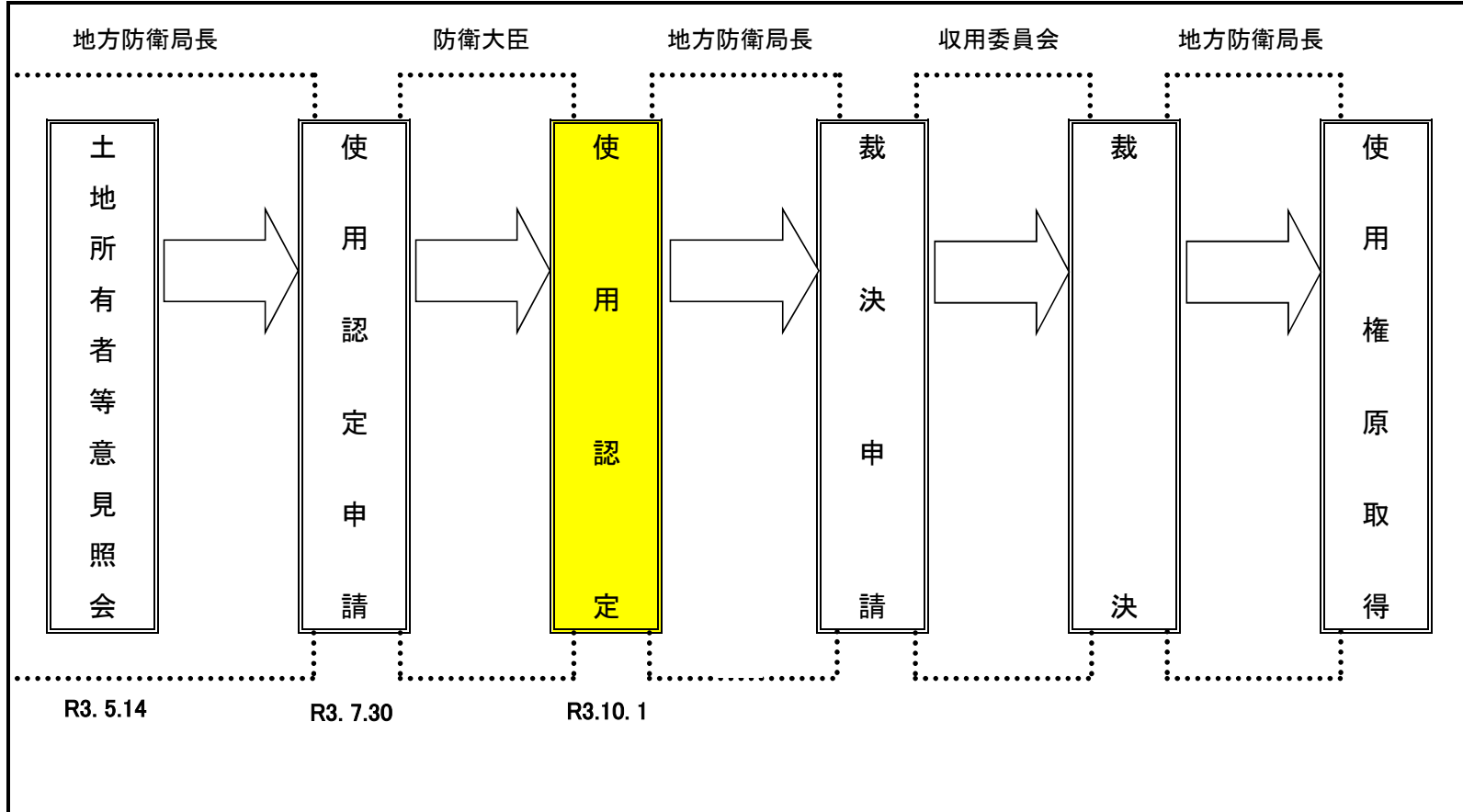
2 駐留軍用地特措法（抄）

連絡先：沖縄防衛局管理部施設取得第1課用地調整室

許田 盛長、比嘉 順一郎

098-921-8131（内線483,488）

駐留軍用地特措法手続等概略図



**日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約
第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍
隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する
特別措置法（昭和27年法律第140号）（抄）**

【いわゆる「駐留軍用地特措法」】

（この法律の目的）

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供する土地等の使用又は収用に関し規定することを目的とする。

（土地等の使用又は収用）

第三条 駐留軍の用に供するため土地等を必要とする場合において、その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使用し、又は収用することができる。

（土地等の使用又は収用の認定の申請）

第四条 地方防衛局長は、この法律により土地等を使用し、又は収用しようとするときは、土地等の所有者（土地収用法第五条に規定する権利にあつては、権利者。以下同じ。）又は関係人の意見書その他政令で定める書類を添付の上、使用認定申請書又は収用認定申請書を防衛大臣に提出し、その認定を受けなければならない。

2 前項の使用認定申請書及び収用認定申請書の様式は、防衛省令で定める。

（土地等の使用又は収用の認定）

第五条 防衛大臣は、申請に係る土地等の使用又は収用が第三条に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、土地等の使用又は収用の認定をしなければならない。

土地収用法

(「駐留軍用地特措法」第十四条の規定による読み替え後)

(収用又は使用の裁決の申請)

第三十九条 地方防衛局長は、土地等の使用又は収用の認定の告示があつた日から一年以内
に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は
使用の裁決を申請することができる。

2 土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当
権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、自己の権利に係る土地につ
いて、地方防衛局長に対し、前項の規定による申請をすべきことを請求することができる。
ただし、一団の土地については、当該収用又は使用に因つて残地となるべき部分を除き、
分割して請求することができない。

3 前項の規定による請求の手續に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

(明渡裁決の申立て等)

第四十七条の三 地方防衛局長は、明渡裁決の申立てをしようとするとき、又は土地所有者
若しくは関係人から明渡裁決の申立てがあつたときは、国土交通省令で定める様式に従い、
次に掲げる書類を収用委員会に提出しなければならない。

一 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類

イ 土地の所在、地番及び地目

ロ 土地にある物件の種類及び数量（物件が分割されることになる場合においては、そ
の全部の物件の数量を含む。）

ハ 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

ニ 第四十条第一項第二号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内
訳

ホ 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

二 第三十六条第一項の物件調書又はその写し

2 第四十条第二項の規定は、前項第一号ハに掲げる事項の記載について準用する。

3 第三十七条の二に規定する場合においては、第一項第一号の書類に記載すべき事項のう
ちロに掲げる事項については、第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知る
ことができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその

旨を附記しなければならない。

- 4 第一項第二号に掲げる書類については、既に作成したこれらの書類の内容が現況と著しく異なると認められるときは、新たにこれを作成して、従前の書類とともに提出しなければならない。
- 5 第十九条第一項前段の規定は、第一項に規定する書類に欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第四十七条の三第一項から第四項まで」と、「事業認定申請書及びその添付書類」とあるのは「書類」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。
- 6 第一項から前項までに定めるものの外、明渡裁決の申立ての手續に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。